

竹原火力発電所

粉じん発生施設に係る工事計画届出不備設備一覧

電気事業法第４８条第１項の規定に基づく工事計画届出における「粉じんに関する説明書」の記載内容と実際の設備との比較確認を行った結果、石炭灰運搬機の密閉構造と堆積場の区画の解釈の誤認により、工事計画の届出に不備があることを確認しました。

１．石膏、石炭灰運搬機の届出漏れ

名称	台数	能力	着工年月	使用開始年月
貯蔵コンベヤ	２台	200t/h・台	昭和５５年３月	昭和５８年３月

※２台とも下記２項の灰じん堆積場への運搬機で、密閉構造と解釈を誤認し、届出漏れとなったものです。

２．灰じん堆積場の届出漏れ

種類	堆積場面積	着工年月	使用開始年月	備考
石膏	1,250㎡	昭和５５年３月	昭和５８年３月	届出済み
石炭灰	750㎡	昭和５５年３月	昭和５８年３月	今回届出

※同一建屋で石膏と石炭灰の堆積場を新設する際に石炭灰の堆積場面積は1,000㎡未満であることから、石炭灰の堆積場は届出不要と誤認し、届出漏れとなったものです。

◀ 堆積場平面図 ▶

